



みどりの杜農園 ご利用マニュアル

楽しく使おう みどりの杜農園

(2021年より名称を「みどりの杜農園」と改称しました)

2025年1月31日改訂版

2025年度版

プラン名：ふれあい・しっかり・本格・団体・車いす

契約期間：1年

区画番号：_____.

お名前：_____.

1. 目 的

ご利用者の皆様が、気持ちよく、楽しくご利用いただくため！



2. 施設概要

- (1) 住 所：仙台市若林区荒井字切新田 13-1
せんだい農業園芸センター・みどりの杜内
- (2) 事業運営者：日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体
- (3) 連 絡 先：TEL022-288-0811 FAX022-288-1772
- (4) 施設内容・休憩棟内施設：みどりの杜農園配置図(施設設備名及び場所の説明)
【別紙1】及び休憩棟内部施設名称【別紙2】を参照下さい。
- (5) みどりの杜農園プラン別概要 (2021年11月現)

プラン名	区画面積	区画数	備 考
ふれあいプラン	約 12.5 m ²	260区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部 作付け不可エリアあり
しっかりプラン	約 25.0 m ²	87区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部 作付け不可エリアあり
本格プラン	約 50.0 m ²	13区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部 作付け不可エリアあり
車いすプラン	約 5.0 m ²	6区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部 作付け不可エリアあり

3. ご利用期間

プラン名	ご利用期間	備 考
1年契約プラン	契約年の4月1日～翌年2月末日	

4. ご利用可能日およびご利用期間別利用時間帯

- (1) ご利用可能日：センター開園日および休園日
 (2) ご利用不可日：センターの年末年始休園日及びセンターの臨時休園日（自然災害等に伴う危険時及び避難命令発令時等）
 (3) ご利用時間帯

期 間	センター開園日 利用時間帯	センター休園日（*） 利用時間帯	備 考
3月～10月末日	7：30～17：00	7：30～16：00	2年契約の方のみ、1年目の3月利用可となります。
11月～2月末日	9：00～16：00	9：00～15：00	

（*）「センター休園日」とは、毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）です。

（注）3月～10月末日までの、早朝開園時間帯（7：30～9：00）は、菜園アドバイザー不在のため、貸出農具も使用できません。

（注）年末年始のセンター休園日は、「みどりの杜農園」も開園致しませんので、ご注意ください。

5. プラン別ご利用料金表 （消費税含）

プラン名	1年契約	備 考
ふれあいプラン	¥9,900.-	減免処置あり
しっかりプラン	¥19,250.-	減免処置あり
本格プラン	¥38,500.-	減免処置あり
車いすプラン	¥3,300.-	左記金額は 減免対象金額

※減免処置については、契約前に、お申し出ください。

（減免処置対象者は、身体障害者手帳等の保有者となります）

※障害者認定グループ・団体のご利用についても、減免処置を検討させていただきますので、お申し出ください。

※期間途中からのご利用者には、別途協議いたします。

6. ご利用規則

(1) 禁止事項

「みどりの杜農園」の利用において、次に掲げる行為を禁止事項とさせていただきますので厳守下さい。

- ① 敷地内・区画内に「建物及び工作物」を、設置すること。
- ② 「営利目的」として、作物を栽培すること。
- ③ 区画を第三者へ「転貸」や「他の目的」に使用すること。
- ④ 区画を「農作物栽培以外」に使用すること及び「植木・果樹」などの「永年性作物」を栽培すること。
- ⑤ 敷地内および施設内にて私的に「占有使用」すること。
- ⑥ 栽培に必要なとしない「もの」の搬入や貸出農具および備品等を搬出すること

(2) 注意事項

(※印については／別紙1：みどりの杜農園配置図[施設設備名及び場所の説明] 参照ください)

① 区画利用上の注意事項

- a. 常に、利用区画内を良好な状態に保っていただきたく、利用後の周囲清掃、および、残渣(**)以外のごみはお持ち帰りください。
- b. 各区画内で発生した残渣(**)は、所定の「集積場(※)」に片付けてください。集積場には、区画内から発生した残渣(**)以外の物は、捨てないでください。
- c. 良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の原因となる行為や、他区画への迷惑行為防止に努めてください。
- d. 「除草剤」の散布・噴霧・投与は、避けてください。
- e. 水栓からの「ホース」使用は、避けてください。
- f. 区画外で、耕作をしないでください。
- g. ご利用者同士での、「区画変更・交換」は、避けてください。

(**) 残渣とは、ご利用区画内から発生した、「作物残渣・雑草等」のことです。

② 施設・貸出道具及び備品への注意事項

- a. 貸出農具の使用後は、必ず洗ってから、農具置場に返却ください。
貸出農具の数に限りがありますので、譲り合ってご利用ください。
- b. 施設・設備・備品および貸出農具に損傷・損害を生じた場合には、賠償していただく場合があります。
- c. ロッカールーム(※)および更衣室(※)をご利用の場合は、譲り合いながらご利用ください。ロッカールームのキーを紛失された場合には、賠償していただく場合があります。

③ 「みどりの杜農園」敷地内での注意事項

- a. 農園内でガラス類・缶類・プラスチック類・ビニール類等を放置することは、ご遠慮ください。残渣以外のゴミ等は、各自お持ち帰りください。
- b. 私物を敷地内の空き地に放置することは、ご遠慮ください。
- c. 区画エリア内(※)でのペットの立入時にはマナーを守り、他の方に迷惑をお

かけしないようにしてください。

- d. 敷地内(※)での飲酒は、ご遠慮ください。（許可を得た場合はその限りではありません。）
- e. 農園区画エリア(※)内への車両（自転車等含む）の乗り入れは、ご遠慮ください
- f. 喫煙は、指定の喫煙箇所(※)をご利用ください。

④ご契約の解約時およびその他についての注意事項

- a. ご利用契約期間の満了の際は、利用期間の2月末日までに、利用区画内の残存作物および資材等を取り除き、整理・整頓・整地のうえ、返却願います。
契約期間後、残存物がある場合には、管理者が処分させていただきます。
有償処分対象物発生時については、ご利用者負担となる場合があります。
- b. ご利用の際、下記項目において、その責は負いません。
 - ア) 敷地内(※)で、発生した、交通事故・トラブル等による損害。
 - イ) 自然災害、病虫害、盗難などによる、栽培作物および物損の損害
 - ウ) ご利用時間内での怪我

(3) その他、菜園アドバイザーおよびセンター事業運営者の指示があった場合は、その指示に従ってください。

(4) ご利用中、良好な管理を行わない場合、又は、利用マニュアルに反した場合は、利用許可を解約させて頂く場合があります。この場合、利用料金の返却は致しません。

7. ご利用解約について

- (1) ご利用者様から利用解約される場合は、解約ご希望の3ヶ月前までにお申し出ください。この場合は、ご利用料金のご返金は致しません。

初版：2016年4月1日
改版：2017年4月1日
改版：2018年3月22日
改版：2019年3月15日
改版：2020年1月25日
改版：2021年11月4日
改版：2022年3月1日
改版：2023年3月5日
改版：2025年1月31日

□貸出農具リスト

※貸出農具の数に限りがありますので、譲り合ってください。

No.	品 名	貸出農具 保管場所	備 考
1	一輪車	貸出農具置場	
2	くわ（短）	貸出農具置場	
3	くわ（長）	貸出農具置場	
4	角スコップ（小）	貸出農具置場	
5	角スコップ（大）	貸出農具置場	
6	剣スコップ（小）	貸出農具置場	
7	剣スコップ（大）	貸出農具置場	
8	アルミ角スコップ	貸出農具置場	
9	移植ベラ	貸出農具置場	
10	フォーク	貸出農具置場	
11	竹ホーキ	貸出農具置場	
12	緑ホーキ	貸出農具置場	
13	シュロホーキ	貸出農具置場	
14	熊手（金属）	貸出農具置場	
15	三角ホー	貸出農具置場	
16	かっさき	貸出農具置場	
17	レーキ	貸出農具置場	
18	つるはし	貸出農具置場	
19	カケヤ	貸出農具置場	
20	大ハンマー	貸出農具置場	
21	穴あけ用ドリル	貸出農具置場	
22	穴あけ用スコップ	貸出農具置場	
23	雪かきスコップ（赤）	貸出農具置場	
24	雪かきスコップ（紫）	貸出農具置場	
25	じょうろ	物 置	
26	水汲み用フタツキおけ	物 置	
27	バケツ	物 置	
28	丸カゴ	物 置	
29	角カゴ	物 置	
30	角カゴ（大）	物 置	
31	車イス	休憩棟内	
32	洗車ブラシ	洗い場	
33	小型耕うん機	事務所内	有償貸出 イワタニ製ガス使用
34	簡易 PH 測定器	事務所内	